

呉市からの支援要請により国が呉港の漂流物の回収等を実施 ～全国で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定を適用～

呉港においては、平成30年7月16日より、呉港の港湾管理者である呉市からの要請を受け、国が呉港の港湾施設の一部を管理し、漂流物の回収等を実施しております。この度、官報において、詳細が告示される予定ですので、あらかじめお知らせさせていただきます。

1. 国が管理する期間
平成三十年七月十六日から平成三十年八月十五日まで
2. 港湾の名称
呉港
3. 港湾管理者の名称
広島県呉市
4. 管理の内容

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	阿賀地区泊地（マイナス七・五メートル）	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去
水域施設（泊地）	広地区泊地（マイナス四・五メートル）	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去
水域施設（泊地）	広地区泊地（マイナス五・五メートル）	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去
水域施設（泊地）	宝町地区泊地（マイナス四・五メートル）	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去
係留施設（岸壁）	広ふ頭第2岸壁	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整
係留施設（岸壁）	川原石南ふ頭岸壁②（西側）	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整
係留施設（岸壁）	川原石南ふ頭岸壁③（西側）	広島県呉市	岸壁の利用に関する調整
係留施設（物揚場）	川原石第一物揚場	広島県呉市	物揚場の利用に関する調整
係留施設（物揚場）	川原石第二物揚場	広島県呉市	物揚場の利用に関する調整

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 谷上（46752）、太田（46764）
電話：03-5253-8111（代）、03-5253-8689（直通） FAX：03-5253-1654